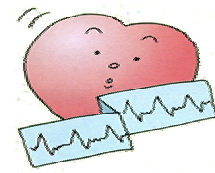


海外派遣労働者の健康診断 (労働安全衛生規則第45条の2)

労働者を6ヶ月以上海外に派遣しようとするときは、あらかじめ下記の項目の健康診断を実施しなければなりません。

【必ず実施しなければならない項目】

- ・既往歴および業務歴の調査
- ・自覚症状および他覚所見の有無の調査
- ・身長、体重、視力および聴力検査
- ・胸部X線検査および喀痰検査
- ・血圧測定
- ・尿検査(尿糖、尿蛋白)
- ・貧血検査(赤血球数、血色素量)
- ・肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)
- ・血中脂質検査(総コレステロール、中性脂肪、HDLコレステロール)
- ・糖尿病検査(血糖若しくはヘモグロビンA1c)
- ・心電図検査(安静時12誘導)



【医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目】

- ・腹部画像検査(胃部エックス線検査、腹部超音波検査)
- ・尿酸検査
- ・B型肝炎ウイルス抗体検査
- ・ABO式およびRh式の血液型検査(派遣前に限る)
- ・糞便塗抹検査(帰国時に限る)

【医師が必要でないとして判断した場合に省略できる項目】

- ・身長:20歳以上の場合
- ・胸部X線検査で所見のない場合